

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第3-2(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 (品質管理の推進等)	① 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。(平成26年度から実施する。) ② 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。(平成27年度末までに実施する。)
これまでの統計委員会の意見	<p> <平成26年度統計法施行状況に関する審議結果(未諮問基幹統計確認関連分)>(5 横断的な課題への対応) </p> <p> (3) 統計作成過程の見える化の推進(情報提供の充実・強化) 個々の統計調査の結果を解釈するためには、回収率や標本誤差などの統計調査の実施状況や特性のみならず、欠測値や外れ値処理、母集団推定における統計的手法を用いた作成プロセスについて理解することは、極めて重要である。 しかしながら、今回の審議で、これらの情報が十分に提供されていない事例や、提供されていても利用者にとって内容が分かりにくい事例、さらには、精度検証や母集団推定方法に関する研究を行っていないながら、情報が開示されていない事例があることが明らかになった。したがって、公的統計への理解と活用を一層推進するためには、こうした作成過程の透明化を進めることが重要である。 そのため、抽出方法、調査方法、回収率、標本数等の調査実施状況や集計方法(外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む。)の情報開示の充実が必要である。 また、精度検証や、関連する統計との整合性も考慮した集計値の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析結果等の情報開示の充実も必要である。さらに、これらの取組に資するため、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むことが必要である。 </p> <p> (5) 統計改善の徹底に向けた体制の整備等 以上の取組は、各統計に共通する横断的な課題に対応するための取組であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図っていく必要がある。 このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア)～エ)のPDCAサイクルを構築する必要がある。 ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。 イ) 統計委員会は、ア)の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。 ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。 エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。 </p>

	<p>＜平成27年度統計法施行状況に関する審議結果（平成28年度下半期審議分）＞（1 統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題）</p> <p>① 標準検査の内容については、主として調査統計を念頭に設計されているが、今後、加工統計や業務統計も検討（チェック）対象とすることを想定して検査（チェック）内容を検討する。</p> <p>② 利便性に着目して「情報の見つけやすさ」、「統計の利用しやすさ」についての検査（チェック）ができないかについて検討する</p> <p>＜国民生活基礎調査の変更について＞（今後の課題）（3）本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について</p> <p>厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。</p> <p>これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i）はすみやかに、また、③ ii）及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。</p> <p>① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）</p> <p>② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）</p> <p>③ 推計方法</p> <p> i）推計方法の具体的な考え方及び方法</p> <p> ii）推計方法に関する検討状況</p> <p>④ 結果精度に関する情報</p> <p> i）地域区分別等の回収率、有効回答率等</p> <p> ii）本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況</p> <p> iii）本調査結果と国勢調査の分布の状況</p> <p>⑤ その他本調査結果の利用に資する情報</p> <p>なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>○ 統計委員会横断的課題検討部会統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループにおいて審議し、各年度における検査（チェック）の流れ、検査（チェック）の内容（標準検査（見える化状況検査）及びオプション検査により構成）についてとりまとめを行った。当該とりまとめを受け、平成29年度においては、標準検査については全ての基幹統計調査を対象とし、オプション検査については「建築着工統計調査」の「補正調査」について「標本設計」の検査を、事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原則的対応について実態を</p>

	<p>整理しているところである。</p> <p>① 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」において、毎年度、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っているところであり、各府省において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づいた取り組みが進められている。</p> <p>② 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセスマニフェストと要求事項」の検討状況を踏まえ、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入することで「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しを実施した（同ガイドラインを平成28年2月23日改定）。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>P 標準検査及びオプション検査については、本日の統計棚卸しの審議を踏まえ、記述等を検討し、後日提示。</p> <p>○ 各府省において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づいた取り組みが進められていることは評価できるものの、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化を促進する必要があるのではないか。（①）</p> <p>○ プロセス保証の観点から「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の必要な見直しを行ったことは評価できるものの、総務省における精度検証の実施状況、各府省の取組状況、関連学会における研究成果、国際的な動向等を踏まえ、今後も不断の見直しを図っていくことを本文に記載する必要があるのではないか。（②）</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。（各府省）</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>—</p>